

福山市創業支援資金融資制度のご案内

2018年（平成30年）6月25日現在

創業者の範囲	次のいずれかに該当するもの ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内（産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業（以下「認定特定創業支援事業」という。）による支援を受けた場合は、6月以内）に新たに事業開始するもの イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援事業による支援を受けた場合は、6月以内）に新たに会社を設立し、事業開始するもの ウ 中小企業者である会社が新たに会社を設立し、当該会社が事業開始するもの エ 創業を行った個人であって、事業を開始した日以後5年未満のもの オ 事業を営んでいない個人が設立した会社であって、その設立の日以後5年未満のもの カ 中小企業者である会社が新設した会社であって、その設立の日以後5年未満のもの
融資対象者	次の各号すべてに該当する 創業者 (1) 市内に引き続き1年以上住所を有する個人、又は市内に本店を有する会社 (2) 広島県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種に該当する者 (3) 市税を完納している者 (4) 金融機関から取引停止処分を受けていない者 (5) 協会の代位弁済による債務を負担していない者 (6) 償還が確実であると認められる者
資金使途	事業の実施に必要な運転資金及び設備資金 ただし、新会社設立のための資本金（株式取得資金）を除く。
融資限度額	2,000万円（協会の保証付融資においては、保証の種別によって自己資金が必要となる場合がある。）
融資利率	年1.3%（協会の保証を利用する場合は年1.0%）
信用保証料	年0.7%
融資期間	10年以内
返済方法	月賦返済（据置期間1年以内）
担保及び保証人	不要。ただし、法人については、代表者を保証人とする。
取扱金融機関	広島銀行、中国銀行、もみじ銀行、しまなみ信用金庫、広島信用金庫、広島県信用組合、備後信用組合、笠岡信用組合、商工組合中央金庫
申込方法	金融機関及び協会所定の書類に次の書類を添付して、金融機関へ申し込む
添付書類	・市税の完納証明書、設備資金の場合は設備計画書・見積書・図面等 ・新たに事業を開始しようとする方は創業計画書（所定用紙）、その他必要書類

お問い合わせは 福山市経済環境局経済部産業振興課（084）928-1040（直通）

特定創業支援事業とは、創業に必要な知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）を学べる次の事業をいいます。

実施機関：福山商工会議所、各商工会（福山あしな・福山北・神辺町・沼隈内海）等

- ・相談窓口の設置と専門家による支援
- ・創業塾・創業フォローアップ講座の開催

実施機関：（公財）ひろしま産業振興機構（ひろしま創業サポートセンター）

- ・創業マネージャによる相談
- ・創業セミナーの開催
- ・創業サポーターによる専門アドバイスの実施